

2026年度（令和8年度）

償却資産（固定資産税）申告の御案内

平素より本市税務行政につきまして、格別の御理解御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、賦課期日（毎年1月1日）現在に所有している償却資産について申告していただくことになります。つきましては、申告書等を作成し、期限までに提出していただきますようお願いします。

提出期限 2026年（令和8年）2月2日（月）

事務処理の都合上、できるかぎり早めに提出していただきますよう御協力をお願いします。申告書等を郵送される方で、控えに受付印の必要な方は、必ず返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

償却資産の申告、手引については、福山市ホームページからご覧いただけます。

福山市 儻却資産 **検索**

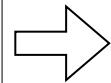
<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shisanzei/5926.html>

①申告書、種類別明細書（増・減）の様式は当ホームページからダウンロードできます。
ダウンロードできない場合は、郵送しますので御連絡ください。



償却資産の申告についてはこちら

手引はこちら（手引については同封
しておりますので、こちらから御
確認ください。）



②自社様式での申告書又は電子申告（eLTAX）で申告される方で、市の申告書の送付が必要ない場合、申告書の備考欄に「申告書不要（自社様式又は電子申告）」等と記載してください。この場合、償却資産種類別明細書・手引・種類別明細書（増・減）も送付されませんので御了解ください。

お問合せ、申告書の提出先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市企画財政局税務部資産税課償却資産担当 TEL (084) 928-1022 (直通)

申告時の注意事項

○自社の様式で申告される方

申告書に 2026 年（令和 8 年）1 月 1 日現在所有しているすべての資産について申告してください。

自社様式の申告書で申告される方で、福山市の申告書をお送りしている場合は、福山市の申告書も提出してください。また、用紙のサイズは A4 となるよう御協力をお願いします。

○課税標準の特例の適用を受ける資産について

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条に規定する一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当資産を所有する方は、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に該当条項を記載し、最初の適用年度には添付書類（写し）も併せて提出してください。

課税標準の特例を受けている資産については、摘要欄にその適用条項を、条項までわからなければ、「特例対象」等と記入してください。

わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）については、福山市資産税課ホームページをご覧ください。



課税標準の特例の適用を受ける償却資産の例

特例対象資産	範囲	特例率・ 適用期限	適用条項	添付書類	
家庭的保育事業の用に供する資産	家庭的保育事業の許可を得たものが当該事業の用に供する償却資産	1/3 【わがまち特例】	地方税法 第 349 の 3 第 27 項 福山市税条例 第 51 条の 2	・事業実施の許認可証（写し）等	
汚水または廃液処理施設	水質汚濁防止法に規定する汚水または廃液の処理施設	1/2 【わがまち特例】	地方税法附則 第 15 条第 2 項 第 1 号 福山市税条例 附則第 10 条の 2	・特定施設設置届出書の写し ・汚水または廃液処理施設の設備であることがわかる書類	
下水道除外施設	下水道法に規定する公共下水道の使用者が設置した除外施設	4/5 【わがまち特例】	地方税法附則 第 15 条第 2 項 第 5 号 福山市税条例 附則第 10 条の 2 第 2 項	・除外施設設置届出書の写し ・設置時期や取得金額がわかる書類	
先端設備等 ※設備取得前に 計画申請したもの	中小企業者等が先端設備等導入計画に基づき新たに取得した先端設備等 ・機械及び装置 ・工具、器具及び備品 ・建物付属設備 (家屋と一体となっているものを除く)	賃上げ 表 明 1.5% 以 上	3 年間 1/2	地方税法附則 第 15 条 第 43 項	・先端設備等導入計画の写し ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し等 ※詳細はホームページでご確認ください。

※この表は 2025 年（令和 7 年）11 月時点での作成でありますので、2026 年度（令和 8 年度）税制改正により変更される場合があります。